

### 3 委員会別の成立した法律等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

• 内閣提出法律案（五件）

番号	件名	6 一般職の職員の給与等に関する法律 の一部を改正する法律案	7 特別職の職員の給与に関する法律 の一部を改正する法律案	8 防衛庁の職員の給与等に関する法 律の一部を改正する法律案	11 国家公務員の育児休業等に関する 法律案	12 義務教育諸学校等の女子教育職員 及び医療施設、社会福祉施設等の 看護婦、保母等の育児休業等に 関する法律案
	衆	三、 一二、九	二二、九	二二、九	二二、九	ク
月 提 出 日	院議先	三、 一二、九	二二、九	二二、九	二二、九	一二、九
	委員会付託	三、 一二、九	二二、九	二二、九	二二、九	（予） 九
参 議 院	委員会議決	三、 一二、九	二二、九	二二、九	二二、九	（予） 九
	本会議議決	三、 一二、九	二二、九	二二、九	二二、九	（予） 九
衆 議 院	委員会付託	三、 一二、九	二二、九	二二、九	二二、九	（予） 九
	委員会議決	三、 一二、九	二二、九	二二、九	二二、九	（予） 九
衆 議 院	本会議議決	三、 一二、九	二二、九	二二、九	二二、九	（予） 九
	委員会付託	三、 一二、九	二二、九	二二、九	二二、九	（予） 九
衆 議 院	委員会議決	三、 一二、九	二二、九	二二、九	二二、九	（予） 九
	本会議議決	三、 一二、九	二二、九	二二、九	二二、九	（予） 九
備 考						

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案  
(閣法第六号)

要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成三年八月七日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、全俸給表の全俸給月額を引き上げる。(平均引上額一万一千八百二十六円)

二、看護婦等に適用される医療職俸給表(三)に、新たに職務の級七級を設ける。

三、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を二十七万六千円(現行二十六万五千円)に引き上げる。

四、配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給月額を一人までについてそれぞれ五千五百円(現行四千五百円)に引き上げることともに、児童手当との調整措置を廃止する。

五、通勤手当について、全額支給の限度額を月額四万円(現行三万円)に引き上げるとともに、指定職俸給表の適用を受ける職員にも通勤手当を支給する。

六、宿直手当の支給額の限度額を引き上げる。

七、俸給の特別調整額を支給される職員のうち、管理・監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員の休日等の勤務に対し、新たに管理職員特別勤務手当を支給する。俸給の特別調整額を支給されるその他の職員については、超過勤務手当等を併給する。

八、十二月期の期末手当の支給割合を一・一月分(現行二・〇月分)に引き上げる。

九、非常勤の委員、顧問、参与等に対する手当の支給限度額を日額三万二千七百円(現行三万千百円)に引き上げる。

十、本法律は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員に通勤手当を支給する改正規定等は、平成四年一月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました五法案につきまして、御報告申し上げます。

まず、給与関係三法案について御説明申し上げます。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

その内容は、一般職の職員の給与について、俸給月額、扶養手

当、通勤手当等を本年四月から引き上げるとともに、期末手当の支給割合の引上げ、管理職員特別勤務手当の新設等を行おうとするものであります。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、その俸給月額の改定等を行うとするものであります。

次に、育児休業関係二法案について御説明申し上げます。

国家公務員の育児休業等に関する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する本年四月の意見の申出にかんがみ、一般職の国家公務員について、その一歳に満たない子を養育するため、育児休業制度等を設けるとともに、防衛庁の職員等についても同様の措置を講じようとするものであります。

次に、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律案は、今回、国家公務員及び地方公務員に育児休業制度等が設けられることとなり、その中に、現行法に定める女子教育職員等の育児休業制度が含まれることとなつたことに伴い、現行法を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、五法案を一括して議題とし、人事院勧告に対する政府の基本姿勢、給与改善費計上に対する今後の方

針、完全週休一日制実施の見通し、育児休業期間中の所得保障問題、育児休業の取得を承認制とした理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、日本共産党の吉川理事より、国家公務員育児休業法案に対し、育児休業給を育児休業をする全職員に支給することの修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、岩崎総務庁長官より、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで、討論の後、順次採決の結果、まず、一般職職員給与法改正案は全会一致をもって、次に、国家公務員育児休業法案については、吉川理事提出の修正案を否決した後、同法案は全会一致をもって、次に、女子教育職員等育児休業法廃止法案は全会一致をもって、また、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案は、多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、国家公務員育児休業法案に対し、全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第七号)

委員長報告

二二一ページ参照

**要旨**  
本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣総理大臣、国務大臣、内閣法制局長官、政務次官その他の俸給月額を引き上げる。
- 二、大使及び公使の俸給月額を引き上げる。
- 三、秘書官の俸給月額を引き上げる。
- 四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額を引き上げる。
- 五、一般職の国家公務員の例に準じて、通勤手当の支給範囲を拡大する。
- 六、旧国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を引き上げる。
- 七、本法律は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用する。ただし、通勤手当の支給に係る改正規定は、平成四年一月一日から施行する。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案  
(閣法第八号)

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、参事官等俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。
- 二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を九万一千二百円（現行八万四千五百円）に引き上げる。
- 三、一般職の国家公務員の例に準じて、指定職の俸給を受けた職員等にも通勤手当を支給することとともに、新たに管理職員特別勤務手当を設ける。
- 四、宮舎外居住を許可された自衛官に支給する宮外手当の月額を六千三百四十円（現行六千百六十円）に引き上げる。
- 五、本法律は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用する。ただし、指定職の俸給を受ける職員等に通勤手当を支給

する改正規定等は、平成四年一月一日から施行する。

**委員長報告**

二二一ページ参照

**国家公務員の育児休業等に関する法律案（閣法第一一號）**

**要旨**

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成三年四月一日付けの意見の申出にかんがみ、一般職の国家公務員（以下「職員」という。）について、その一歳に満たない子を養育するため、育児休業制度及び部分休業制度を設けるとともに、防衛庁の職員及び裁判所職員について同様の措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、職員は、任命権者の承認を受けて、その一歳に満たない子を養育するため、育児休業をすることができる。任命権者は原則として、育児休業を承認しなければならない。

二、育児休業職員は、職員の身分を保有するが、職務に従事しない。育児休業期間中は給与を支給しない。

三、任命権者は、職員の配置替え等の方法によつても育児休業職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、臨時の

任用を行うものとする。

四、育児休業職員が職務に復帰した場合、育児休業期間の二分の一を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額の調整等を行うことができる。また、退職手当の支給に係る在職期間の算定については、育児休業期間の二分の一を在職期間とする。

五、職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

六、職員は、各庁の長の承認を得て、その一歳に満たない子を養育するため部分休業（一日の勤務時間の一部について勤務しないこと）をすることができる。部分休業の時間については給与額を減額する。職員は、部分休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

七、当分の間、女子教育職員等に対しては、育児休業期間について、育児休業給を支給する。

八、防衛庁の職員及び裁判所職員について、この法律の規定を準用する。

九、この法律は、平成四年四月一日から施行する。

**委員長報告**

二二一ページ参照

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律案（閣法第一二号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一、現在、女子教育職員、看護婦、保母等の特定職種の公務員には現行法により育児休業が認められているが、今般、別途提案されている「国家公務員の育児休業等に関する法律案」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律案」において、これらの職員を含めた公務員について育児休業制度が設けられることとなることに伴い、現行法を廃止するものである。
- 二、本法律は、平成四年四月一日から施行する。

委員長報告  
一二一ページ参照